

1 活動名 第12回全国市議会議長会研究フォーラム（姫路市）

2 研修の目的

(1) 本市における課題

松本市議会で議会改革に取り組む中、3つの部会による取り組みや常任委員会のテーマ研究などに取り組んできている。様々な試行がされてきたため、改めてそのあり方を見直すタイミングとなっている。

(2) 研修の必要性

全国の最先端の取り組みを学び、本議会の見直しにおいて活かす必要がある。

(3) 研修項目

議会改革

3 研修内容

(1) 日時 平成29年11月15日

(2) 会場 姫路市文化センター（姫路市西延末426-1）

(3) 出席者 7名 青木豊子、草間錦也、上條温、芝山稔、川久保文良、今井ゆうすけ、青木崇

(4) 内容

① 人口減少による影響

人口減少が進展したとき、地方自治において課題となるのが、無投票選挙が多くなること。

2015年の統一地方選において、市長選の30.3%が無投票であった。さらに、市議会議員では6865名が選挙にかかり、うち246名が無投票で当選となった。こちらは2.5%であるが、町村議会となると、無投票は21.5%にのぼる。人口減少はデモクラシーに影響があることが重要な視点となる。その対策のひとつとして国が提唱しているのが、連携中枢都市構想。これが出てきたもっとも重要な理由は、政府は今後合併策をとらないということ。自治体同士の協働と連携が必要な時代となった。

2014年に国交省が国土グランドデザイン2050を作り、コンパクトシティの原形となった。同年、経産省が都市雇用圏を作成。さらに同年、総務省が地方中枢都市圏を打ち出している。各省庁が別々に作ったものが2014年末に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に収斂され、2015年、連携中枢都市構想というのは出てきた経過がある。

姫路市が中核となった播磨連携中枢都市圏では、経済成長、医療、生活関連サービスなどの提携協約を結んでいる。特徴は、特定の課題に対して1対1で連携協約を結ぶという点。一般事務組合でも同様のことはできるが、組合では、全構成団体が拒否権を持っているため、1つの自治体が反対すれば、実行できない。

1対1で協約を結べると、中枢都市にとって有利になる。1億2千万円の特別交付金も出る一方、周辺自治体にはその額が少なく、余り利点がないように見られる。自治体間の信頼関係が重要となる一方で、合併ができないため、中心都市は周辺自治体

の面倒を見ることも必要となる。

定住自立圏構想という似た制度があるが、連携中枢都市構想同様、議会承認が求められている。承認が必要な段階では、既に制度が出来上がっていて是非を問う段階がない。よって、地方自治法 96 条 2 項の議決事件に組み込んで審議の対象にすることを決めておく必要がある。

② 地方議会における防災と政策創造

1750自治体の中で、被災経験があるのは25%。議会に対して、防災について相談したことがあるかを尋ねると、被災経験ある自治体の方が、議会に相談していないということがわかった。議会と相談した自治体は全体の1%をきっている。つまり、防災に関して自治体は議会を無視してきている。しかし、選挙で選ばれた議員は防災もしっかり取り組む必要がある。そこで、お願いしたいことは、議員として活動しないこと。議員としてでは、行政部は嫌がるため、議会全体として動くことを意識してほしい。

議会として動いていることをアピールするため、真っ赤なパーカーを作って欲しい。そして、議会としてやっていることを明確にしないとイケない。

住民が県議に期待しているのは、情報を集めてほしい、食料を確保してほしいということ。しかし、市議会への期待は、距離の近さから、

- 1, 助言をしてほしい
- 2, 相談に乗ってほしい

ということ。

議員には防災について積極的に関わるのが求められている。既に執行部がやってきているのにできているのか監視が必要で、議会の積極的な関与については、地域防災計画が必ず作成を要するため、議会の目を通せるように地域防災計画を議決事件にする必要がある。

また、執行部のやり方について監視機能を発揮するため、災害対策本部運営について質問をすることが望ましい。宇土市では耐震の問題で、本部設置が転々として定まらなかった。

業務継続計画の整備済みは730自治体（1750自治体中）であり、業務継続計画が、消防庁が言う方法でできているのかどうかを確かめる必要がある。

指定避難場所も、43%がなにも物資がない。この指定避難所は整備できているということを確認する必要がある。危機情報も、携帯電話で情報を取るが、大雨だと防災無線が役に立たないため、登録制で電話番号登録をすることも有効となる。

③ 議会改革

議員は職業分布も偏っていて、自営業などでないと政治家になれない状況にある。若者が少なく何が問題かといえば、年齢構成が偏っていると自分の代表だと思えないということ。自分たちの代表だともってもらえないことは大きな問題である。選挙にも関心もってもらい、どうやったら立候補する人を増やし、競争を激化させられるかが今後の課題となる。

議会基本条例の中で、目標の具体化の中で議会報告会は大きな意味があった。議会基本条例を定めて議会報告会をやるものの、既に決まってしまったことを聞くことになると、住民としては聞いてもしょうがない。今後の政策にどんなことをしてくれるのかを気にしているのに、こういった内容ではだんだん参加者が少なくなり、町会で動員をすることになる。

議会改革とは、首長との権力闘争であり、住民が関心をもつのは、権力闘争をしているとき。政治家の手腕として良い権力闘争をすることが、政治家の仕事となる。議会が首長との権力闘争の場になっているか。いい試合になっているかが大事で、質の悪い戦いをすると不信感が増す。

議会基本条例に期待していることは、今動いている、今決まりつつあるものについて意見を言える場を確保すること。個人としての活動ではなく、議会としてやっていないといけない。「A議員は信頼しているけどBは信頼していない」という状況を作っては、議会への信頼が増すことはない。議会全体として、どのように意見聴取しているかが重要である。住民は、政治に権力を期待していて、最大の議会権力である予算決定には関心が高い。どういう予算とするべきか、住民要望を聞いて実現していくことも必要なことである。

また、なぜ政治資金や政務活動費が問題になるかということ、現金を触るからであって、現金で払うことはしてはいけない。現金に触れさせないためには、政務活動費後払い方式も有効である。

(5) 成果・所感等

議員個人として取り組むのではなく、いかに議会全体としての取り組みができるかという点について、政策の実現の面でも、また市民からの不信感の払拭という面においても改めて重要性を認識することができた。市議会として、防災に対してどのように望めばよいか、また、住民の関心を集めるにはどうしたら良いかという点について参考になった。松本市議会においても、議会報告会における審査報告が、あまり住民からの関心を集められていないのかもしれない。町会動員でなく、住民の求めるあり方となるよう、工夫の余地を検討してみたい。

4 政務活動費

(1) 使途項目 研究研修費

(2) 支出額 42,555 円 {(参加費 7,000×6人=42,000円 + 振込手数料 555円 (648円のうち、7分の6を支出)}

※旅費については、寝屋川市視察に記載。

—以 上—

※今井議員は政務活動費不使用。